

警察庁訓令第 1 号

情報処理能力検定に関する訓令を次のように定める。

平成 5 年 3 月 2 日

警察庁長官 城内 康光

情報処理能力検定に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、警察職員の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の目的)

第 2 条 能力検定は、警察職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の普及及び向上に資することを目的とする。

(能力検定の級位)

第 3 条 能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行う。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(能力検定の実施)

第 4 条 初級及び中級の能力検定は、実施機関（警察庁（警察大学校及び科学警察研究所を含む。）、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察通信部、北海道警察通信部及び都道府県警察をいう。以下同じ。）の長が行う。

2 上級の能力検定は、警察庁長官が行う。

3 能力検定は、筆記試験により行う。

(情報処理能力検定委員会)

第 5 条 能力検定に関する事項を管理させるため、実施機関に情報処理能力検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。

3 委員長及び委員は、当該委員会が置かれる実施機関の長が任命する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員会の庶務は、当該委員会が置かれる実施機関の長が指定する課において処理する。

(合格証書の交付)

第 6 条 実施機関の長は、能力検定に合格した者に対し合格証書を交付する。

2 合格証書の様式は、別記様式のとおりとする。

(特例)

第7条 実施機関の長（上級の能力検定については、警察庁長官に限る。

）は、各級位の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を行わずに、これを当該級位の検定に合格したものとし、合格証書を交付することができる。

(実施機関の長への委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施について必要な事項は、実施機関の長が定める。

附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

級位	知 識 及 び 技 能
初級	1 端末装置等の基本的な操作を支障なく行うために必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る法令に関する知識その他コンピュータ・セキュリティに関する知識であって、端末装置等の基本的な操作に必要なもの
中級	1 単体システムでの情報処理業務のためのプログラムを作成するために必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る法令に関する知識その他コンピュータ・セキュリティに関する知識であって、情報処理機器の操作及びプログラムの作成に必要なもの
上級	1 高度のプログラムを作成し、並びにオンライン・システム等のシステムの設計及び検証を行うために必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る法令に関する知識その他コンピュータ・セキュリティに関する知識であって、情報処理機器の操作、高度のプログラムの作成及びオンライン・システム等のシステムの設計及び検証に必要なもの

別記様式

情報処理能力検定合格証書		第	号	
		官職 氏名		
上記の者は情報処理能力検定		級に合格したことを証する。		
		年	月	日
官職	氏名			印